

第9章 第4章から第8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

9-1. 市町村の推進体制の整備等

(1) 庁内における推進体制

① 中心市街地活性化を統括する組織

平成 30 年（2018 年）10 月に総合戦略局内に中心市街地にぎわい創出推進グループを設置し、旧山口井筒屋宇部店跡地の利活用検討をはじめ中心市街地活性化に向けた各種事業の推進に取り組んできた。令和6年度現在、都市政策部内に中心市街地活性化推進課を設置し、技術職員6名・事務職員3名が配置されている。

② 創生推進本部

本計画に関する宇部市創生推進本部会議の開催状況は以下のとおりである。

令和6年（2024年）8月16日：中心市街地活性化基本計画（たたき台）について

令和6年（2024年）11月18日：中心市街地活性化基本計画（案）について

(2) 市議会との意見交換・報告

市議会に対しては、素案作成段階で意見交換又は報告を実施している。

（にぎわい創出特別委員会）

令和6年（2024年）8月20日：中心市街地活性化基本計画（たたき台）について

令和6年（2024年）9月17日：中心市街地活性化基本計画（たたき台）について

9-2. 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 協議会の概要

宇部市が作成する中心市街地活性化基本計画に関し、必要な事項を協議し基本計画記載の事業に寄与することを目的として、令和元年（2019年）6月10日に設立された。以降、年数回程度協議会を開催し、中心市街地活性化基本計画に関する事項や常盤通りにぎわい交流拠点に関する事業進捗状況等について報告・協議を行っている。

(2) 協議会構成員

	根拠条文	区分	構成員・団体等	所属団体役職等	役職
1	法第15条 第1項関係	地域経済	宇部商工会議所	会頭	会長
2			宇部商工会議所	専務理事	副会長
3		都市機能	(株)にぎわい宇部	代表取締役	副会長
4	法第15条 第4項関係	行政	宇部市 都市政策部	部長	
5			宇部市 産業経済部	部長	
6			宇部市 観光スポーツ文化部	部長	
7		商業者	宇部市商店街連合会 (宇部新天町名店街協同組合)	会長 (理事長)	
8			宇部市常盤通振興会	会長	
9			琴芝商店会	副会長	
10		事業者	(株)常盤通り未来共創まちづくり	代表取締役	
11	法第15条 第8項関係	地域住民	宇部市自治会連合会	会長	
12		観光	(一社)宇部観光コンベンション協会	会長	
13		有識者	宇部・山陽小野田総合法律事務所	弁護士	監事
14			税理士法人いそべ	税理士 中小企業診断士	監事
15			山口大学大学院創成科学研究科	教授	
16		地域経済	(株)山口銀行宇部支店	執行役員宇部支店長	
17			(株)西京銀行宇部支店	執行役員 宇部地区統括部長兼宇部支店長	
18			西中国信用金庫 宇部地区本部	宇部地区本部長	
19			宇部商工会議所 女性会	直前会長	
20		交通事業者	西日本旅客鉄道(株) 宇部管理駅（宇部新川駅）	管理駅長	
21			宇部市交通局	宇部市交通事業管理者	
22		地域メディア	(株)宇部日报社	代表取締役会長 (取締役新聞局長)	
23	オブザーバー		山口県宇部県民局	局長	
24			山口県産業労働部経営金融課	課長	
25			山口県土木建築部都市計画課	課長	
26			(独)中小企業基盤整備機構 高度化事業部	まちづくり推進室長	

(3) 協議会開催状況

本計画に関する中心市街地活性化協議会の開催状況は以下のとおりである。

	開催日	場所	内容
1	R6 年 4 月 22 日	男女共同参画 センター・フォー ユー	・常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業 基本設計の内容について ・宇部市中心市街地活性化基本計画 R5年度定期フォローアップについて ・宇部市中心市街地活性化基本計画 (2期)について
2	R6 年 8 月 9 日	男女共同参画 センター・フォー ユー	・宇部市中心市街地活性化基本計画 (2期)について
3	R6 年 10 月 1 日	ヒストリア宇部	・宇部市中心市街地活性化基本計画 (2期)について
4	R6 年 11 月 13 日	ヒストリア宇部	・宇部市中心市街地活性化基本計画 (2期)について

(4) 法第 15 条各項の規定について

中心市街地における都市機能の増進及び各種事業の推進のため平成 28(2016 年)年4月に宇部市と宇部商工会議所の出資により「株式会社にぎわい宇部」を設立した。(令和 2 年(2020 年)6 月に都市再生推進法人に指定)

<株式会社にぎわい宇部概要(令和 6 年(2024 年)4 月 1 日時点)>

【資本金】2,150 万円(1 株 1 万円×2,150 株)

【出資者】

株主	所有株式数	所有割合	備考
宇部商工会議所	653	30.4%	発起人
宇部市	297	13.8%	発起人
宇部市商店街連合会	200	9.3%	
UBE 株式会社	100	4.7%	
株式会社宇部日報社	100	4.7%	
株式会社ウベモク	100	4.7%	
株式会社エムビーエス	100	4.7%	
株式会社西京銀行	100	4.7%	
G&Cコンサルティング株式会社	100	4.7%	
新光産業株式会社	100	4.7%	
西中国信用金庫	100	4.7%	
株式会社ノア	100	4.7%	
山口産業株式会社	100	4.7%	

【業務内容】

- ・中心市街地のエリアマネジメントの推進及びまちづくり活動を行う者との連携、調整等に関する業務
- ・中心市街地の土地、建物の有効利用に関する企画、調査、研究、設計及びコンサルティングに関する業務
- ・中心市街地の活性化に資する各種イベントの企画、運営
- ・中心市街地の公共空地及び公共施設等の管理、運営の受託に関する業務
- ・中心市街地の共同店舗、集合店舗等の企画、整備、運営
- ・中心市街地に関する情報の収集、管理、発信 など

(5) 宇部市中心市街地活性化協議会による意見書(写し)

令和6年12月16日

宇部市長 篠崎 圭二 様

宇部市中心市街地活性化協議会

会長 杉下 秀幸



「宇部市中心市街地活性化基本計画（案）」に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項に基づき、「宇部市中心市街地活性化基本計画（案）」に対する意見を申し上げます。

(1) 意見

宇部市より示された「宇部市中心市街地活性化基本計画（案）」について、宇部市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」という。）において協議を重ねた結果、宇部市の中心市街地活性化に寄与するものとして、概ね妥当であると判断いたします。

なお、基本計画が実効性のあるものとなるために、特に配慮すべき事項について次のとおり要望いたします。

(2) 要望事項

- 1 宇部市の持続的な発展を図るために、中心市街地の活性化を実現することは極めて重要な課題であります。今後、官民一体となって中心市街地の活性化に取り組むために、宇部市におかれましては、利害関係者の調整ならびに市民・民間事業者との連携・協働に取り組まれること。

現在、貴市では多極ネットワーク型コンパクトシティの形成に取り組んでおられますが、基本計画に記載のあるハード事業の完了に伴い、民間事業者の更なる進出が期待されるところです。引き続き、新規店舗の出店の牽引、また若者の中心市街地への繰り出しや移住定住を定着させることができる魅力ある空間創りに取り組まれること。

- 2 中心市街地の活性化に寄与する民間主体の事業について、事業者等から新たに発案があった場合で、その実現性が高いと判断される事業については、基本計画の認定と連携した支援措置や制度利用が図られるように基本計画の変更等を柔軟に行い、適宜追加記載すること。

- 3 基本計画の推進にあたっては、進捗状況、成果等について協議会ならびに市民へ周知を行うとともに、事業の実施には関係府省や県等との連携を密にして事業を遂行されること。

(6) 宇部市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 宇部市商工会議所及び株式会社にぎわい宇部は中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下、「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名 称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、宇部市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、宇部市松山町一丁目16番地18号宇部商工会議所内に置く。

(目 的)

第4条 協議会は、宇部市の中心市街地活性化における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、法第9条第1項の規定により宇部市が作成する中心市街地活性化基本計画（以下、「基本計画」という。）並びに法第9条第10項の規定による認定基本計画（以下、「認定基本計画」という。）の実施に関し、必要な事項を協議し、宇部市中心市街地活性化基本計画の実行に寄与することを目的とする。

(活 動)

第5条 協議会は、その目的を達成するために、次の活動を行う。

(1) 基本計画及び認定基本計画並びにその実施に関し、必要な事項についての協議及び意見の提出

(2) 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整

(3) 中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換

(4) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進について必要な事項の協議

(構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

(1) 宇部商工会議所

(2) 株式会社 にぎわい宇部

(3) 宇部市

(4) 法第15条第4項第1号及び第2号、第8項に規定する者

(5) 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(組 織)

第7条 協議会は、会長、副会長、委員及び監事をもって組織する。

2 会長、副会長、監事及び委員の任期は2年とする。但し、再任は防げない。

3 前項に掲げる任期中に変更が生じる場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役 員)

第8条 協議会の会長は、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長及び監事は、会長が委員の中から指名し、協議会の同意を得て選任する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計を監査する。

(委 員)

第9条 委員は、第6条各号に該当する者が指名する者をもって充てる。

(オブザーバー)

第10条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(会 議)

第11条 協議会の会議(以下、「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないとき、当該委員が委任する代理者を出席させることができる。

4 会議の議決は、出席者の過半数をもってこれを決し、可決同数のときの議長の決することによる。

(幹事会)

第12条 協議会は、必要に応じ幹事会・部会などの下部組織(以下、「幹事会等」という。)を置くことができる。

2 幹事会等の組織・運営、その他必要な事項は、会長が別に定める。

(会 計)

第13条 協議会の収入は、助成金、寄付金その他の収入による。

2 協議会の支出は、会議費、通信費、その他運営に要する経費とする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、宇部商工会議所に事務局を置く。

(解 散)

第15条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散日をもって打ち切り、宇部商工会議がこれを清算する。

(公 表)

第16条 協議会の公表は、法の定めるところにより行う。

(補 足)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が会議に諮って決める。

附 則

1 この規約は令和元年6月10日から施行する。

2 協議会設立時の委員の任期は、第7条第2項の規定にかかわらず令和3年3月31日までとする。

9-3. 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①地域の現状等に基づく客観的分析

地域の現状分析については、RESAS や経済センサス等による統計データや、庁内各課が把握しているデータを基に行った。

②ニーズに関する客観的分析

現在の市民意識やニーズを把握・分析するため、令和6年（2024年）6月に市民アンケートを実施した

- ・調査方法：調査票を郵送
- ・調査対象者：宇部市に住む15歳以上の者から無作為抽出
- ・調査数：3,000
- ・回答数：1,007（33.6%）

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

①宇部商工会議所との連携・調整

宇部市中心市街地活性化協議会の設立者かつまちづくり会社（（株）にぎわい宇部）発起人であり、協議会構成員としての意見交換をはじめ、計画内の各種事業等について連携を図っている。

②まちづくり会社（（株）にぎわい宇部）との連携

協議会構成員としての意見交換をはじめ、計画内の各種事業等について連携を図っている。中心市街地活性化の先導的な役割を担うとともに、各種イベント実施者や商業関係者・商店街への各種支援・連携等も行うなど、中心市街地のまちづくりに関する調整等も行っている。

③商店街との連携・調整

商店街連合会長が協議会構成員として参加しており、計画内の各種事業等について連携を図っている。

④山口大学との連携

市内に立地する山口大学工学部とは、中央町の多世代交流スペースを活用したエリアマネジメントなどまちづくりに関する各種研究やイベント開催など、中心市街地の活性化に向け広く連携を取っている。

⑤各種民間事業者等との連携

中心市街地においてイベントを実施しようとする民間事業者等に対し、必要に応じイベントの共催・後援を行うなど、中心市街地の活性化に向け広く連携を取っている。

⑥うべ・未来共創プラットフォームでの連携

令和4年（2022年）11月に、地域課題の解決を図ることを目的に「うべ・未来共創プラットフォーム」を設立した。テーマの一つに中心市街地の活性化を挙げ、地元金融機関、地元高等教育機関、市が連携し課題の共有や解決方法の提案を図っている。

⑦ 中心市街地活性化基本計画に関するパブリックコメントの実施

「第２期宇部市中心市街地活性化基本計画（素案）」について広く市民意見を聴取するため、令和６年（２０２４年）１０月７日から１１月５日までパブリックコメントを実施したところ、１１件のご意見をいただき、基本計画の参考とした。

項目	件数
中心市街地の活性化に関する基本的な方針に関すること	６件
計画全体に関すること	５件